

## 第1 監査の対象

高座小学校、不二小学校、玉川小学校、岩成台小学校、高森台小学校、中央台小学校、岩成台西小学校、石尾台小学校、東高森台小学校、西部中学校、知多中学校、鷹来中学校

## 第2 監査の期間

平成30年8月20日から平成30年10月30日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

### 1 小中学校の施設等の維持管理

- (1) 運動器具、施設等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定等は、適切に行われているか。
- (3) プール、トイレ、水飲み場等の衛生管理は、適切に行われているか。

### 2 小中学校における安全確保

- (1) 運動器具、施設等の保守点検は、適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等は、実施されているか。
- (3) 薬品・刃物類の管理は、適切に行われているか。

### 3 小中学校の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は、適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は、計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は、適正に行われているか。

## 第4 監査の結果

高座小学校始め 12 校について調査を行った結果、施設等の維持管理、安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の小中学校において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

### 1 注意事項

#### (1) 小中学校における安全確保

##### ア 刃物類の管理が適切でないもの

刃物類点検簿の記載数と現地調査時の確認数が一致しないものがあった。

(鷹来中学校)

##### イ 薬品類の管理が適切でないもの

実験のため薬品を希釈して使用した希釈液の残りが台帳に記載されず保管されていた。

(不二小学校)

#### (2) 小中学校の財産管理等

##### ア 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿に記入誤りがあったため、賃金の一部が過支給となっていた。

(岩成台小学校)